

教 育 福 祉 委 員 会 会 議 録

開会日	令和7年9月5日（金）午前9時30分	
閉会日	令和7年9月5日（金）午前11時53分	
場 所	長久手市役所本庁舎 2階 委員会室	
出席委員	委員長 川合ともゆき 副委員長 水野勝康 委 員 岡崎つよし おくだけんじ ささせ順子 富田えいじ なかじま和代 野村 弘	
欠席委員	な し	
欠 員	な し	
会議事件のため出席した者の職氏名	市長 市長公室長 次長 人事課長 課長補佐 人材育成係長 給与厚生係長 子ども部長 次長 子ども未来課長 指導保育士 課長補佐兼児童係長 保育係長 子ども家庭課長 課長補佐  請願者	佐藤有美 川本満男 山本晃司 粕谷庸介 吉田菜穂子 宮下直幸 飯塚卓也 飯島 淳 近藤かおり 柴田浩善 川本奈都子 伊藤 愁 大久保功一 遠藤佳子 榊本芳樹  <div style="background-color: black; width: 50px; height: 15px; margin: 5px auto;"></div>
		計 16 人
職務のため出席した者の職氏名	議長 山田かずひこ 議会事務局長 門前 健 主任 金子真由美	
会議録	別紙のとおり	

別紙

委員長 開会宣言

議長 あいさつ

**請願第2号 障がい児保育における保育士配置基準の見直し等に関する請願**

請願者 請願第2号について趣旨説明

野村委員 子どもは、今どこかに通っているか。

請願者 これまでは、こぐまっこや他の療育施設へ通っていたが、復職に際し、現在は市外の療育施設に通っている。

野村委員 その施設は何時まで受け入れてくれているか。

請願者 午前10時から午後4時頃までである。

野村委員 現在は、時間の制約により、こぐまっこの利用に至っていないのか。

請願者 こぐまっこは通う回数に制限があり、いろいろ相談する中で市外の療育施設に決まった。

野村委員 保育園入園を断られたとあるが、障がい児・加配児保育実施要綱を見ると、審査会を設けて審査した上で、入園を決定するとある。今回は審査会を実施した上で、断られたのか。

請願者 今年の5月から6月にかけて相談した時点において、入園は難しいと言われた。審査会を開いたのか、今後開かれるのかは分からない。

野村委員 請願者はそれで納得されたのか。

請願者 審査会が開かれる以前に、相談した担当者から入園は難しいと言われた。納得はしていないため、今回請願を提出した。

富田委員 入園が難しいとのことだが、難しいとされる具体的な説明はあったのか。

請願者 「保育士1人に対し、子ども4人」では、安心安全に保育ができないということを毎回言われている。

富田委員 具体的な回答はなく、抽象的な回答であるため、納得がいけないということか。

請願者 もともと、昨年度までは医療的ケアが必要であり、それも入園が断られた理由として言われた。今は、日中の医療的ケアが不要になったため、再度入園の相談をしたが、今度は加配の対象として、入園が難しいと言われている。

野村委員 断られた理由が「保育士1人に対し、子ども4人」では、安心安全に保

育ができないとのことである。障がいの程度によって、「保育士1人に対し、子ども2人」まで、考慮してもらえらと思うが、そのような話はなかったのか。

請願者 確かに、新しい入園案内には、「保育士1人に対し、子ども2人」とも書かれているが、「保育士1人に対し、子ども4人」では、安心安全に保育ができないということしか言われていない。

ささせ委員 安全に通うためには、よりその子にあったところの方がよいという説明ではなかったかと思う。それでもやはり長久手市で安全に通いたいという思いで請願されたと思うが、説明を受けてどう考えているか。

請願者 「保育士1人に対し、子ども4人」では安心安全に保育ができないならば、そのために加配の基準を柔軟にしてほしいと考える。療育施設に通ったり、いろいろな情報を集める中で、自分の子どもと全く同じケースではないが、似たようなケースで受け入れている自治体もあることを知った。「他自治体では安心安全が保たれ、長久手市では安心安全ではない理由は何ですか」と担当者に聞いても、安心安全が第一としかと言われず、難しいと思っている。

岡崎委員 長久手市に期待していることは、運用の改善か、国への意見提出か、どのようなか。

請願者 国への意見提出は考えていない。長久手市として、特別な配慮が必要な子どもに対しても、考えていただきたいという思いである。

岡崎委員 他自治体の事例で参考になるような取り組みはあるか。

請願者 電話により確認をした中では、就労要件を満たしていれば、3歳児以上であれば、「加配をつけましょうか」「違うクラスにしましょうか」「療育と並行通園を考えましょうか」と言われるところが多かった。その一方で、関係なく受け入れているところもあった。

野村委員 請願者は子どもの成長のためにも、保育園と療育施設とを並行通園するのがよいと考えるか。

請願者 並行通園できるものであればよいと考えるが、基本は保育園に通い、可能であれば療育施設も並行通園したいという考えである。

質疑及び意見を終了

紹介議員 請願第2号について説明

質疑及び意見なし

討論  
反対討論 なし

賛成討論 なし

採決  
賛成全員により、採択

**請願第 1 号**      **定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願**

紹介議員      請願第 1 号について説明

質疑及び意見なし

討論  
反対討論 なし

賛成討論 なし

採決  
賛成全員により、採択

<午前 10 時 02 分 休憩>

<午前 10 時 15 分 再開>

市長      あいさつ

**議案第 50 号**      **長久手市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について**

人事課長      議案第 50 号について説明

野村委員      部分休業は、現在どのくらいの職員が申請しているか。

課長補佐      現在、19 名が申請している。

野村委員      部分休業の申請は、どれぐらい前までに申請をしなければいけないか。

課長補佐      規定は特にない。

野村委員      前日でもよいか。

課長補佐      前日でも可能である。

- 野村委員 改正内容の一つに「非常勤職員の取得要件緩和」とあるが、会計年度任用職員の部分休業が3歳までから、小学校就学前までに変わることを指しているのか。そうであれば、その部分は、条例のどこに明記されているか。
- 課長補佐 会計年度任用職員の部分休業を3歳までから小学校就学前までに変更することについては、地方公務員の育児休業等に関する法律で改正されている。
- 野村委員 この条例には明記されていないか。
- 課長補佐 明記されていない。
- なかじま委員 第21条に会計年度任用職員を除くとあるが、会計年度任用職員も同じ制度が適用されるのか。
- 人事課長 会計年度任用職員は1年単位内の任用契約であり、契約期間の範囲内で適用される。
- なかじま委員 部分休業の申請は当日でも可能か。
- 人事課長 申請は所属長の承認があつて認められるものであり、部署の配置人数が少ないところでは調整が必要となるため、直前の申請が認められるかどうかは、状況による。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論なし

賛成討論なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

**議案第51号 長久手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について**

人事課長 議案第51号について説明

質疑及び意見なし

討論

反対討論なし

賛成討論なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

**議案第 52 号 長久手市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の制定について**

子ども未来課長 議案第 52 号について説明

質疑及び意見なし

討論

反対討論なし

賛成討論なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

**議案第 53 号 長久手市児童発達支援センターの指定管理者の指定について**

子ども家庭課長 議案第 53 号について説明

岡崎委員 今回、指定期間の更新ではなく、新たに指定管理者を選定するという  
ことは、現在の運営に何か問題があったのか。

子ども家庭課長 指定期間の終了にあたり、新たに指定管理者を指定するということであ  
って、現在の運営に問題があったわけではない。

岡崎委員 長久手市社会福祉協議会に期待をすることは何か。

子ども家庭課長 前は長久手市社会福祉協議会から指定管理者の応募がなかったが、今  
回応募があったのは、児童発達支援センターを運営する体制が整ったから  
だと考える。障がい者相談支援センターとして、障がい児相談業務に携わ  
ってきた経験を生かし、地域の療育支援体制の中核を担い、子どもから大  
人まで切れ目のない支援を行う体制を整えていくことを期待している。

岡崎委員 長久手市社会福祉協議会は、指定管理の開始までに体制を整えていくこ  
とはできるのか。

子ども家庭課長 今回の指定にあたり、令和7年3月26日(水)にホームページなどで公募の情報を掲載し、申請期間を令和7年5月15日(木)から6月23日(月)とするなど、周知から申請までに期間を設けているため、承知の上での応募であると考えます。体制を整えるにあたり、職員の確保が重要だが、現在児童発達支援センターで働いている職員の希望があれば、採用していく方針だと聞いている。このため、指定管理の開始までに問題なく体制を整えられると考えている。

岡崎委員 長久手市社会福祉協議会が事業を開始するにあたり、具体的にどのような手続きが必要となるか。

子ども家庭課長 定款変更や、愛知県への事業所申請の手続き、長久手市との協定締結などが必要となる。また、随時、現在の指定管理者から長久手市社会福祉協議会への業務の引継ぎに関する打合せを行う。

岡崎委員 長久手市社会福祉協議会は相談支援は得意かもしれないが、実際に子どもを預かる事業をどのように引き継ぐのか。

子ども家庭課長 現在の職員について、希望があれば採用する意向がある。現在の指定管理者も、基本協定に基づき、円滑な業務の引継ぎに協力することとなっているため、業務開始までに必要な引継ぎが行われるものと考えます。

岡崎委員 仮に本定例会で可決されなかった場合、どのようなスケジュールとなるのか。

子ども家庭課長 本定例会で可決されなかった場合、再度公募することになる。ただし、現在の指定管理期間が今年度までになっており、再度公募しても引継ぎや愛知県の事業所申請手続きなどに時間を要することもあるので、事実上、令和8年4月1日以降の継続した児童発達支援センターの運営ができなくなる可能性がある。

岡崎委員 本定例会で可決されなかった場合、通所している子どもたちはどうなるか。

子ども家庭課長 指定管理期間が終了する令和8年4月1日以降、現在通所している子どもたちは、こぐまっこに通所できなくなる可能性がある。

野村委員 長久手市社会福祉協議会は、相談業務で強みがあるが、運営については未知数である。センター長や専門性のある職員などの人材確保をどう行っていくのか。

子ども家庭課長 人材確保については、現在の指定管理者において働いている職員で、希望のある方に声をかける。確保できなかった場合は、新たに公募を行うと聞いている。

野村委員 資金について、今後、市の負担が増えていくのではないかと不安がある

が、どうか。

子ども家庭課長 費用については、試算した上で、応募があった。指定管理料の範囲内で事業を実施すると考えている。

野村委員 運営経験がないことへの不安があるが、5年間の指定期間中に充実していくとは思う。しかし、療育を受ける子どもにとっては幼少期の1年1年が非常に重要であり、「数年後にうまくいく」というのでは困る。準備期間が短い中でも、4月のスタート時点でできる限り今の支援に近い体制を整え、しっかりした運営を行えるのか。

子ども家庭課長 現在の職員に声をかけていくことを含めて、指定管理者と引継ぎを行い、今通っている子どもにとって支障が出ないように、準備を進めていく。

野村委員 受入れ人数について、定員を増やす考えはあるか。

子ども家庭課長 現在の施設の定員と同じ30人としている。

野村委員 受入れ人数を増やす可能性はないか。

課長補佐 募集は定員30人で行ったが、今後利用人数が増えていく状況であれば、長久手市社会福祉協議会と協議をし、県への申請を改めて行うことが必要となる。

なかじま委員 資料について、これは現在通っている保護者へのアンケート結果ということでしょうか。

課長補佐 そのとおりである。

なかじま委員 アンケート結果を見ると、すごく満足していることが伺えるが、この療育支援の体制を維持できるのか。

子ども家庭課長 この結果を維持していくためにも、残りの半年間で引継ぎの準備をしていきたい。

なかじま委員 これだけ現在の指定管理者に満足している状況にも関わらず、指定管理者選定委員会での評価は低かった。その点については、担当課としてどう考えるか。

子ども家庭課長 長久手市社会福祉協議会は、指定管理者選定委員会の評価結果をふまえると、設置目的の効果的な達成という項目において、高い評価を得ている。また、支援体制づくりも含め、本市の療育支援において、中核的な機能を担っていくという部分においても、評価が高かった。

なかじま委員 平成30年度まで、長久手市社会福祉協議会が福祉の家において、デイサービスを実施していた。その当時、市内のデイサービスの利用率が、60何パーセントに対し、長久手市社会福祉協議会は80パーセントと高かったが、民業圧迫になるとして、閉鎖を決めた。なぜ、今回は長久手市社会福祉協議会が参入することになったのか。市としてどう整理しているのか。

- 子ども部長 長久手市社会福祉協議会が児童発達支援センターに参入したことについて、民業圧迫との懸念があるが、児童発達支援センターは小さな子どもの療育において重要な施設であり、市としても重要視している。法人格に関わらず、適切に事業を運営する事業者を公平公正に選定することを目的に公募を行っている。近隣でも同様に社会福祉協議会が児童発達支援センターを担う事例があり、市民が安心して利用できる施設の提供を最優先に考えている。
- ささせ委員 長久手市社会福祉協議会が担うことで、市として児童発達支援センターとの連携を含めて、どのように関わっていく予定か。
- 子ども家庭課長 長久手市社会福祉協議会は、障がい者相談支援センターとして子どもから成人まで障がいに関する相談をいろいろ受けている。また地域において活動を行っているため、いろいろな機関ともつながっている。今後、市としては、児童発達支援センターの中核的な機能として、地域のインクルージョンの推進や、事業所のスーパーバイズコンサルテーションの機能を担ってほしいと考えている。
- ささせ委員 保護者は、成長過程に寄り添った療育支援を継続して受けられるのか、心配されると思うが、この指定管理で、円滑に支援が連携されていくのか。
- 子ども部長 運営主体は代わっても、現在療育を受けている子どもたちへの支援が途切れないよう、市は長久手市社会福祉協議会や現運営法人と連携し、引継ぎを円滑に進めていく。子どもたちの療育に影響が出ないよう、この半年間しっかり調整していく方針である。
- おくだ委員 今回、指定管理期間が5年とのことだが、5年後に、以前と比べてどうだったかチェックをしていかなければいけない。今回、そのチェックをする判断基準を持ち合わせているか。
- 課長補佐 児童発達支援センターが担う中核的な機能として、幅広い専門性、インクルージョンの推進、事業所に対するスーパーバイズコンサルテーション、相談機能の四つの機能があり、これを注視していきたい。
- 富田委員 現在通っている保護者に対して、指定管理者が代わるという周知を行っているのか。
- 課長補佐 今回議決をいただいた後に、利用者に対して周知を行っていく予定である。
- 富田委員 環境が変わることが、障がいのある子どもにとって大きな負担となるが、現在通っている利用者への細やかなサポートはできるのか。また、事業所の評価はどのように行っていくのか。
- 課長補佐 こどもの発達相談室は、児童発達支援センターに隣接しており、月1回

定例会を行ったり、随時相談を受け付けている。そこで、現場の子どもの様子などを共有しており、その都度協議をしているため、来年度以降も引き続き連携していきたい。

事業所の評価については、毎年度モニタリングを行っており、現指定管理者が立てた目標を達成しているかを確認している。その中で、お互いを感じている課題や、あるべき姿などを共有しており、引き続き実施していきたい。

- 富田委員 新たな指定管理者に対しても、以前と同様に評価表を作成するのか。
- 課長補佐 評価表については、以前と同様に毎年度作成する。
- 富田委員 市が長久手市社会福祉協議会に様々な委託や指定管理を行うことにより、その存在が大きくなると、市と長久手市社会福祉協議会が対等な関係でいられるか心配があるが、どうか。
- 子ども部次長 長久手市では、長久手市社会福祉協議会は大きな存在であると認識しているが、現在は多くの民間事業者も福祉・障がい者サービスに関わっており、市として全てを長久手市社会福祉協議会に任せる考えではない。長久手市社会福祉協議会も他の事業者と同様に、公平な競争の中で事業に手を挙げるべきであり、市が特別に配慮して選定することはない。市が委託する際には、同様の事業を行える複数の事業者がいれば、競争や分割発注を行うなど公平性を保つ方針である。そのため、長久手市社会福祉協議会だけに特別な役割を与えているわけではないことを理解していただきたい。
- なかじま委員 職員の配置について、保育士、児童指導員、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士、看護師、栄養士、医師など、多様な専門職を配置できるのか。
- 子ども家庭課長 配置できるものと考えている。
- なかじま委員 従来は相談窓口と通所支援事業が別団体だったため、利用者は不満や意見を伝えやすかったが、同一団体になると中立性や相談のしやすさが保たれるか懸念している。中立性は担保されるのか。
- 子ども部長 令和3年に児童発達支援センターを同じ建物内に開設し、同時に子ども家庭課のこどもの発達相談室も新設した。これは、市の療育サービスの総括をこどもの発達相談室が行うためであり、児童発達支援センターはその一部として機能している。相談や利用者対応は長久手市社会福祉協議会が行う部分もあるが、最終的な療育サービスの決定は市のこどもの発達相談室が担当する。保護者の懸念があればこどもの発達相談室が対応し、必要に応じて長久手市社会福祉協議会へ指導も行う。
- 副委員長 職員について、希望があれば、長久手市社会福祉協議会で引き続き雇用するということだが、現在の労働条件と、今後の労働条件について、どの

- ように長久手市社会福祉協議会が考えているか、市では把握しているか。
- 課長補佐 副委員長 これから調整する内容と考えている。
- 希望する人は雇用する方針はあっても、その方々の労働条件については現在白紙ということによいか。
- 課長補佐 副委員長 正式決定ではないため、まだ調整に至っていない。
- 長久手市社会福祉協議会は相談業務が主体であり、児童発達支援センターの運営については、あくまでも「できると言っている」という理解によいか。
- 課長補佐 副委員長 児童発達支援センターの運営ができるという提案があった。
- 児童発達支援センターの運営ができるという裏取りは行っているのか。
- 子ども部次長 審査にあたり事前に接触はしていないため、確認はしておらず、あくまで提案書の範囲内となっている。その後、運営にあたっての体制づくりについては、現在働いている方の希望者を雇用する意向があることを確認した。長久手市社会福祉協議会は専門職の集団となるため、その強みを生かして募集をしていくと考えている。
- 富田委員 現在の指定管理期間は4年だが、なぜ今回は5年なのか。
- 課長補佐 現在の指定管理期間は、令和3年10月1日から令和8年3月31日までの4年半となっている。今回は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間である。

質疑及び意見を終了

<午前11時29分 休憩>

<午前11時45分 再開>

討論

反対討論

- なかじま委員 本議案は現行の運営に特段の問題はないと答弁しながら、療育施設の運営実績のない社会福祉協議会へ切り替えるものである。
- 過去に、社会福祉協議会が事業を運営することは、民業圧迫になるとして、デイサービスセンターを閉鎖したが、今回は、地域の中核的役割を担うから問題ないとのことであった。過去の判断との整合性がとれていないまま、議案を通すことは、市民や利用者に対する不誠実さに繋がる。
- また、社会福祉協議会は相談経験は豊富でも、児童発達支援センターの

運営は未経験である。4月から遜色ない体制を出せるという客観性根拠が示されていない。

環境変化が大きな負担となる、子どもたちへの配慮が足りないように感じる。

また、社会福祉協議会は相談支援の中核でもあるが、同一団体で相談と通所サービスを併せ持つことによる利益相反リスクに対して、実際の苦情受付ルートなどに不安がある。

#### 賛成討論

岡崎委員

今回の指定は、現行の指定期間の終了に伴い、新たに社会福祉協議会を指定管理者として指定しようとするものであり、現在の運営に特段の問題があったわけではなく、円滑な運営を継続していくための措置である。

社会福祉協議会は、これまで障がい者相談支援センターとして、本市の障がい児相談業務に関わってきた。その経験を生かし、児童期から成人期まで切れ目ない支援を提供できる体制を整えることは、地域の療育支援の中核として意義深いものとする。現在勤務している職員の希望があれば採用していく方針があり、現在利用者や家族が不安なく療育を継続できる体制が確保されている。

また、本定例会で可決されない場合には、再公募の必要が生じ、令和8年4月以降の運営が滞るおそれがある。これは、利用者や家族にとって、療育の場を失う不利益となり、許されるものではない。市として責任を持って円滑な移行を進めることを強く望む。

反対討論なし

賛成討論なし

採決

賛成多数により、原案のとおり可決

#### 委員派遣について

委員長

令和7年10月6日、7日の2日間で所管事務調査を実施する。10月6日午後1時30分から奈良県生駒市役所において、「介護予防・日常生活支援事業について」、10月7日午前10時から三重県名張市役所において、「子ども条例について」を調査事項とし、全委員参加とする。本件について、

以上のとおり委員派遣とすることとしてよろしいか。

＜異議なし＞

委員長 異議なしと認める。ついては、所管事務調査のため10月6日、7日の両日、奈良県生駒市及び三重県名張市へ全委員を派遣することとし、議長へ派遣承認要求書を提出する。

委員長 委員長報告は委員長と副委員長への一任を確認。

委員長 閉会宣言

午前11時53分終了

以上、要点筆記は会議内容と相違ないので署名する。

令和7年9月5日

教育福祉委員会委員長 川合ともゆき